



生ごみは出しま宣言書

わたしたちは、生ごみを減らし、資源化を推進し、
限りある資源を有効に活用するため、次の行動を
行うことを宣言します

- 1 生ごみは堆肥化するなど自家処理し、もえる
ごみとして出しません
- 1 調理を工夫するなど、食べ残しを減らすよう
にします

○生ごみの処理方法（下記に✓をしてください。）

生ごみ堆肥化処理容器（コンポスト・電動式生ごみ処理機）

畑などでの堆肥化

その他（ ）

○生ごみ自家処理開始時期 年から

○生ごみを自家処理している写真 1枚添付

○「生ごみは出しま宣言書」 2枚提出

令和 年 月 日

住 所 浜川市

世帯主名

世帯人員 人

電話番号

「生ごみは入っていません袋」の使用ルール

配布した「生ごみは入っていません袋」は、次の点にご留意のうえご利用いただきますようお願いいたします。

引き続き、渋川市のごみの減量化と限りある資源の有効利用のため、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 「生ごみは入っていません袋」の使用に当たって

(1) 第3者への譲渡はできません。

(2) 袋には宣言書に記載の「宣言番号」を記入してください。

※記入されていない場合は回収しません。

(3) プラスチック及び生ごみの混入が確認された場合は回収しません。

(プラスチックは、プラスチック指定ごみ袋を使用してください)

(4) 袋が終わった場合は、通常の燃えるごみの袋を購入し使用してください。

※この場合でも生ごみは入れられません。

(5) 通常の地域の燃えるごみの日に搬出してください。

(6) 不正使用が確認された場合は、登録を抹消し次年度以降の宣言は受け付けません。また、未使用の袋を返還していただきます。

※ 令和6年4月から、プラスチックのリサイクルを推進するため、新たに分別収集が開始されました。

プラスチック専用の指定袋に入れて出されたプラスチックは、リサイクル処理されますが、生ごみは入っていません袋に入れて出されたプラスチックは、焼却処理されます。

そのため、プラスチックを出すときは、生ごみは入っていません袋を使用せず、必ずプラスチック専用の指定袋を使用してください。

なお、リサイクルに適しないプラスチックは入れられます。

渋川市市民環境部環境森林課

電話 0279-22-2114 (直通)